

工学研究科・理工学研究科・大学院生の皆さま

新型コロナウイルスの感染防止に向けた本学の対応について（2020年3月21日）

①2020年度の授業開始日について

2020年度春学期授業開始日は4月2日（木）の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、教室（対面）での授業開始は4月21日（火）とします。一部の授業については、オンラインで4月13日（月）より受講していただく予定です。なお、感染拡大の状況によっては、授業の開始時期がさらに延期となる可能性もあります。その場合、オンライン授業を継続します。詳細については、【在学生用】学習支援ポータルサイト PLAS（新生は3月30日以降利用可能）でお知らせします。

②2020年度の春学期オリエンテーション等の日程について

3月28日（土）から予定していた春学期オリエンテーションについては、資料・動画でお伝えするものと、教室（対面）で行うものに分けて実施をいたします。教室（対面）で行うものは4月19日（日）、20日（月）に予定しています。それ以外は資料・動画でお伝えしますので、詳細については、【新入生用】入学支援ポータルサイト・【在学生用】学習支援ポータルサイト PLAS をご確認ください。

③学内における学生による研究活動の継続について

工学研究科・理工学研究科における各実験室・研究室・自習室での不要不急な活動を、原則、4月18日まで中止とします。

なお、各研究室の研究活動については、下記のように重要度のレベルによって分類し、必要がある場合には、レベル3以上のものについてのみ、理工学部関係棟内における学生の研究活動が可能となります。

レベル1：学外での遠隔で行える研究活動

レベル2：中止や延期可能な学内で行う研究活動

レベル3：研究室の設備を使うことが不可避な実験で、長期的な継続が必要な実験あるいは研究活動の不実施により著しいデータや経済的な損失を伴う研究活動

レベル4：継続的に行うことが不可欠な研究活動

（例、毎日メンテナンスが必要であり復旧が不可能なサンプルを利用するもの、動物の飼育や液体窒素などの補充等）

【研究活動を継続する際の注意事項】

実験室、研究室における研究活動の継続実施が認められた場合は、次を順守してください。

- ① 毎朝検温を実施し指導教官に報告する。37.3℃以上の発熱がある場合や、風邪の症状がある場合は登校せず、安静していること。
- ② 登下校時は必ず、理工学部棟に備え付けの消毒液で手の消毒を行う。
- ③ 濃厚接触とならないよう座る座席は、隣り合わせや、向かい合わせとならないようにし、人と人の間を1-2メートルの間隔を開けられるようにする。
- ④ 居室の換気に努め、1時間に1回、5~10分程度の換気を励行する。
- ⑤ 近距離での会話を避け、必ずマスクを装着して研究活動に臨むこと。マスクが用意できない場合には、布を巻くなど工夫すること。
- ⑥ 認められる研究活動については、原則9時~17時までとする。

やむを得ず、長期および前出の時間外に及ぶ研究活動が必要な場合には、指導教授から申請書を提出し、研究科長の了解を得て実施する。

④日本政府より入国制限を受けている学生の皆さんへ

3月末日（予定）までの間、日本政府は中国（香港、マカオを含む）・韓国・イラン（一部）・イタリア（一部）・サンマリノ共和国からの入国を制限しました。また、該当国で発給済みのビザ（査証）の効力も停止となりました。その他、入国制限等により日本に來れない学生については、本学国際課（042-691-8230）より個別に連絡をとり対応を進めています。連絡が届いていない場合は、本学国際課までお問い合わせください。

⑤教室（対面）での授業開始後、授業期間（当面は春学期中）に風邪等の症状がある場合について

- 学生および同居家族等で新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、あるいは診断を受けた場合は本学保健センター（042-691-9373）にご連絡をお願いします。また、大学への登校は控えるとともに他の人との接触を避け、自宅で待機するようお願いいたします。
- 学生および同居家族等が感染の疑いにより欠席の場合、体調の回復後、本学教務課（042-691-9400）にて公欠の申請をしてください。その際の診断書等の証明書は不要です。
- 学生および同居家族等が感染症に罹患が確認された場合、完治するまで出席停止とし、医師の許可が出たのち診断書または登校許可証等の証明書とあわせて公欠の申請をしてください。